

令和 2 年 度 (2020)

「災害時における聞こえない人・

聞こえにくい人

の支援連携協定書」

一般財団法人熊本県ろう者福祉協会

NPO法人日本防災士会・熊本県支部

協定書

NPO法人日本防災士会熊本支部（以下、「甲」という。）と一般財団法人熊本県ろう者福祉協会（以下「乙」という。）は、自然災害（地震・土砂災害・大雨洪水災害等）が起きた時、救援及び支援活動のために手話通訳者の派遣に関して以下のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の間で、熊本県内において自然災害が発生した場合に、聞こえない人・聞こえにくい人に対する効果的な支援及び円滑な受援が行なわれるよう、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第2条 対象となる災害は、熊本県内の地域で発生した自然災害はもとより、県民の生命、身体及び財産に重大な被害をもたらす危険事項又その恐れのある危険事故で、聞こえない人・聞こえにくい人に対する支援が必要とされるものとする。

（災害時の支援内容）

第3条 前条の災害が発生した場合、乙が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- （1）手話通訳者の派遣
- （2）要約筆記者の派遣
- （3）その他、聞こえない人・聞こえにくい人の支援に関する業務
- （4）以上の支援は、NPO法人日本防災士会・熊本県支部からの要請に基づき行われるものとする。

（平常時からの体制整備）

第4条 甲及び乙の二者は、災害発生時において協定に基づく相互支援が円滑にできるよう、平常時より、相互に連携し、又関係団体等と連携を図り、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- （1）研修等人材育成の協力
- （2）情報交換及び相互交流による情報の共有
- （3）地元自治体及び関係団体等と連携による支援体制及び受援体制の整備

（個人情報の保護）

第5条 支援に当たり知り得た個人情報については、他人にむやみに漏らさないように秘密厳守に努めること。

（その他）

第6条 この協定に定めない事項については、その都度、甲及び乙の相互協議を経て定める。

附則

この協定は令和2年（2020年）8月29日より施行する。